

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日休日に違ふ  
日があるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇告 示 土地改良区の役員就退任  
土地改良事業の認可  
開発行為に関する工事の完了
- ◇選管告示 政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出  
政治団体の解散の届出  
政治団体の収支報告書の要旨
- ◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

## 告 示

鳥取県告示第四百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

本高土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	河原 豊	鳥取市本高一六五番地
"	小松 宇太郎	" 八九"
"	松村 勝美	" 一七四"
"	小松 龍太郎	" 一六〇"
"	中山 佐市	" 三三八"
"	松本 準太郎	" 八一番地三
監事	松本 延二	" 一六六番地
"	梶川 茂實	" 一六八番地一
"	小原 一雄	" 三四五番地
"	河原 美一	" 一七〇"

任期満了により退任

本高土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	河原 多一郎	鳥取市本高一二九番地
"	河原 茂平太	" 三五〇"
"	松本 準太郎	" 八一"

河原健治	八五〇〇
小山和夫	一四三〇〇
小松太一郎	一六〇〇〇
中山佐市	三三八〇〇
河原正彰	六〇〇〇〇
松本嘉宏	一六六〇〇
松村美親	一七四〇〇

昭和五十二年三月二十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
昭和五十二年四月一日就任 任期二年

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	加藤重蔵	鳥取市倭文四二一十四
	坂本条太郎	秋里八六七
	荻原伊三郎	八頭郡河原町袋河原二五八
	山根正則	鳥取市円通寺八七三
	片山律寿	長谷九九〇〇
	藤原俊治	下味野一二三
	有田喜美雄	二八一
	中田喜代志	一二五
	中西美都男	菖蒲二五五一
	古田長松	西品治五七五
	山根幸一	湖山町北一丁目三八二

高村光輝	晩稲二三九
池沢潔	下味野三一二一
田中柳八	服部二四一
前田正晴	古海七七〇
村上三郎	湖山町五〇六
田村政信	南隈三七
宮本正	足山一八〇
濱下幸市	賀露町九一四
佐々木秀雄	古海九三
半田正弘	朝月五三
徳田吉久	安長五二七一三
村上宣夫	湖山町一五五六

任期満了により退任

大井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	荻原伊三郎	八頭郡河原町袋河原三五八
	山根正則	鳥取市円通寺八七三
	片山律寿	長谷九九〇〇
	加藤重蔵	倭文四二一十四
	岸本正一	朝月八七一二
	橋本美義	竹生一四六
	前田繁好	下味野一一六一

昭和三十二年三月十八日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、  
昭和五十二年四月一日就任 任期二年

理事	藤原 勤	東伯郡東伯町大字勤七〇番地
横山久雄	光好六三四	
山下善男	森藤一二八	

東伯町土地改良区  
就任した役員の氏名及び住所

小沢忠平	古海八四
沢田時春	菖浦四六四
前田義夫	古海八三三―六
田中柳八	服部二四一
古川春美	徳吉一七二
森本信太郎	安長三四四
坂本象太郎	秋里八六七
古田隆秀	西品治二二三―一
村上三郎	湖山町五〇六
山根幸一	湖山町北一丁目三八二
宮本正	足山一八〇
浜下幸市	賀露町九一四
近藤栄次	八頭郡河原町布袋三三二―一
中村寿治	鳥取市倭文三六〇
松本義雄	南隈六〇
奥田稔	賀露町八四六

昭和五十二年三月三十日開催の通常総代会において選任され、昭和五十二年三月三十一日就任 任期昭和五十四年八月二十六日まで

山本榮徳	杉下一八一
黒松幸信	金屋三二三
馬野 榮	三本杉六一二
生田 續	古長三六二
山本一雄	矢下五九八
池口 宏	宮場一六四
仲田 進	杉地三三四
横山幸人	法万二〇〇
千草秋稔	九二八番地の一
西野正雄	光好四六三番地
徳丸昌壽	八反田一二五

関金土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

池谷 房 男	東伯郡関金町大字山口五八四
--------	---------------

庄内土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

桑本知則	西伯郡名和町大字高田五〇七番地
齊藤福重	六一四
谷永治夫	一四四



岸本栄治	西尾武	田渊幸吉	山本金治	前土居泰吉	監事 宮本徳次郎	豊田憲夫	奥村久雄	任期満了により退任	郡家土地改良区 就任した役員の氏名及び住所	理事 中山一俊	西尾武	山内勇	宮本徳次郎	岸本栄治	今井勝	豊田憲夫	土井常夫	奥村久雄	森岡清次	山本金治	前土居泰吉
下坂四〇七	篠坂一二四	下津黒六三	奥谷一七〇番地三	下峰寺一七八番第一番地	市場三〇五番地	稻荷八一	山路一四		八頭郡郡家町大字門尾二九八番地	篠坂一二四	山田一六一	市場三〇五	下坂四〇七	山上三二	稻荷八一	別府一五一番地一	山路一四番地一	大坪二七九番地	奥谷一七〇番地三	下峰寺一七八番第一番地	

高橋惣市	田渊幸吉	岡森憲太郎	昭和五十二年三月十三日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年四月二十八日就任 任期四年	尾高井手土地改良区 退任した役員の氏名及び住所	理事 中村登	中原庄三	有馬正男	小沢三郎	野坂勉	井本宏美	仲田巖	高橋誠治	船越文夫	田渊正春	塚田昭三	九任期満了により退任	尾高井手土地改良区 就任した役員の氏名及び住所	理事 安野敏己
宮谷六二番地	下津黒六三	延命寺一〇七		西伯郡岸本町上細見三六八	立岩一三二	吉定八二二	四二二	岸本二九〇	押口一六〇一一	遠藤三六九	米子市石州府四三一	福万二九六	二二三	尾高一二七		西伯郡岸本町上細見六		

" 中原 庄三 " 立岩一三二  
 " 松田 喜治 " 吉定六六〇十二  
 " 野口 善也 " 四三一  
 " 野坂 勉 " 岸本二九〇  
 " 西沢 計治 " 押口一六六  
 " 仲田 巖 " 遠藤二六九  
 " 野坂 友次 " 米子市石州府四五四  
 " 船越 丈夫 " 福万二九六  
 " 田 渕 正春 " 二一三  
 " 藤本 好春 " 尾高一八八  
 " 伊達 功 " 一一〇七  
 昭和五十二年四月一日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年四月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第四百四十三号

西伯町から申請のあつた町営土地改良(上中谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年五月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
 昭和五十二年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年八月十七日 鳥取県指令受都計第四百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字嶋井手ノ上及び下榎橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一番地

鳥取市土地開発公社

理事長 金田裕夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十二年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
藤井裕久 鳥取県東部後援会	今井 敏郎	中尾 直昭	鳥取市吉方温泉三丁目一〇一番地 その他の政治団体	
あ や め 会	沢田ひな子	沢田 雪江	鳥取市松並町二丁目城北ビル三〇二	
佐藤たか夫と未来をつくる会鳥取支部	牧田 亨	森崎 松造	倉吉市山根四九〇一旭ビル三階	
郷友政治連盟	桜田 実	小谷 宜久	鳥取市元町一四三三桜事務所	
堀江正夫後援会 鳥取支部	広吉 卓蔵	中島 淳	鳥取市元町一四三三桜事務所	
大川紀夫後援会	田中 広正	坂本 武男	倉吉市金森町三八の二	

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十二年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
国際勝共連合 鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市湯所町一丁目一二二番地	鳥取市東町一丁目一五九番地
自由民主党 鳥取市賀露支部	代表者	上根 帛 藏	岸 下 大 治

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
庵野勝文後援会	足立 薫明	小原 茂己	米子市立町四丁目七七の九 その他の政治団体	
田中大蔵後援会	君野 駿平	長田 明	鳥取市寺町中区無番地	
亀井勇後援会	安田 豊吉	新 富士男	東伯郡関金町大鳥居一八九一三	
船岡町をよくする会	清水 太一	池本 強	八頭郡船岡町大字下濃一五三番地	
明日の倉吉を語る会	笠原 勅夫	桑垣 文雄	倉吉市越殿町一四〇五番地	

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十二年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鹿野 勝文 後援会

報告年月日 昭和52年3月2日  
(昭和52年2月28日解散)

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0

田中大蔵 後援会

報告年月日 昭和52年3月19日  
(昭和52年2月21日解散)

- 1 収入総額 174,020 円
- 2 支出総額 174,020
- 3 収入の内訳
- 4 支出の内訳

- 寄附 83,874
- 個人分 23,874
- 政治団体分 60,000
- 前年繰越額 90,146
- 4 支出の内訳
- 経常経費 174,020
- 人件費 90,000
- 光熱水費 6,600
- 備品、消耗品費 4,660
- 事務所費 72,760
- 5 寄附の内訳

(寄附者)(金額)(住所、所在地)

(個人分)

年間100万円以下のもの 23,874  
(政治団体分)

年間100万円以下のもの 60,000

亀井 勇 後援会

報告年月日 昭和52年3月24日  
(昭和52年3月20日解散)

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0

船岡町をよくなる会

報告年月日 昭和52年3月29日  
(昭和52年3月1日解散)

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0

明日の倉吉を語る会

報告年月日 昭和52年3月29日  
(昭和52年2月16日解散)

- 1 収入総額 0 円
- 2 支出総額 0

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第二号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年六月三日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程(昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第五条関係)」に改め、鳥取県代表監査委員印の項の次に次のように加える。

鳥取県代表監査委員 職務代理者印	二二ミリメートル 平方	事務局長
---------------------	----------------	------

附 則

この訓令は、昭和五十二年六月三日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】